

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
252	都市計画課	用地買収事業	道路課の道路整備方針により、都市計画道路以外の一般市道の新設や生活道路の拡幅改良に必要な道路用地の買収を行います。	市道第7-159号線拡幅事業において、残り2件の地権者との交渉を引き続き行います。	△	平成29年度に用地買収を予定していた1件の地権者と契約することができました。残り1件の地権者については、引き続き交渉を続けます。
253	都市計画課	交通安全推進事業	安全な道路交通環境を形成し、交通事故を未然に防止するため、道路照明灯や道路反射鏡などの交通安全施設や路面標示などによる交通安全対策を推進します。市内に県警と協力し、交通規制として「ゾーン30」区域を追加指定します。	市が管理している道路照明灯等をリース契約によりすべてLED化します。駒西地域において「ゾーン30」区域を指定します。「自転車ネットワーク計画」を策定し、自転車利用者の安全で快適な通行環境の創出を推進します。	△	市が管理している道路照明灯等をすべてLED化しましたので、リース契約にて借上げ、維持管理を行ないます。また、引き続き、駒西地域において「ゾーン30」の区域指定を推進します。関係機関と協議が難航している「自転車ネットワーク計画」の策定については、引き続き協議を重ね、計画を策定してまいります。自転車利用者の安全で快適な通行環境の創出を推進します。
254	都市計画課	交通安全推進活動補助金	交通安全思想の普及活動及び交通事故防止対策を関係団体との協働により推進し、交通秩序の確立並びに主として子供、高齢者及び女性の交通安全対策を図るため、交通安全推進活動団体に補助金を交付します。	交通安全推進のため街頭活動等を実施し交通事故防止に努めています。	○	
255	都市計画課	市内循環ワゴン運営事業	市内循環ワゴンの本格運行をします。	平成29年4月から本格運行を行っています。利用者や市民の方からの要望等を今後の運行事業に反映させていきます。	○	
256	都市計画課	自転車対策事業	自転車の安全利用、また違法に放置され交通の妨げとなり、交通安全に支障をきたす放置自転車を減らすための施策の立案を行います。	今現在特に問題がありません。放置自転車禁止区域内で変更事項が生じる場合は、自転車対策審議会を開催します。	○	
257	都市計画課	放置自転車撤去事業	交通の妨げとなり交通安全に支障をきたす放置自転車を減らすため、放置自転車の撤去・保管及び返還などを行います。	大井陸橋下保管場所の耐震補強工事期間中代替の保管場所を確保する必要があります。	○	
258	都市計画課	自転車駐車場管理運営事業	管理運営については、指定管理者が行います。 自転車定期利用:15,000円／年(高校生以下半額) 原付定期利用:25,000円／年(高校生以下半額) 自転車一時利用:100円／回 原付一時利用:200円／回	平成30年度から新たに指定管理者を選定し、12月議会定例会に上程し指定管理者を決定します。	○	平成30年4月から指定管理者が替わるため、新たな管理者と連携を図り、自転車駐車場を管理運営していきます。
259	都市計画課	国県道事務	本事業は県からの受託業務であり、ふじみ野市は事業に必要な土地の取得及び物件の移転並びに登記に関する業務を実施しています。	国道254号歩道整備事業については、残り3件の交渉を進めますが、受託業務も完了に向けて県との協議を進めます。	○	川越県土整備事務所と調整を行い、残り3件については埼玉県が直接買収を行うこととなりました。これにより、国道254号歩道整備事業については委託業務が完了となりました。
260	都市計画課	亀久保交差点改良事業	本事業は県からの受託業務であり、ふじみ野市は事業に必要な土地の取得及び物件の移転並びに登記に関する業務を実施しています。	地権者の代替地への移転が、スムーズに進むように川越県土整備事務所と共に交渉に当たります。	△	地権者から「期限内に移転が完了しないため期限を延ばして欲しい」という要望がありました。川越県土整備事務所と調整し、期限を延ばし、早期に移転が完了するよう努めていきます。
261	都市計画課	都市計画事務	都市計画法第18条の2に基づき、概ね20年後の都市整備の目標となる望ましい都市像に向けて、市町村ごとに策定する都市計画基本方針(マスタープラン)に基づき、都市計画事業等の推進を図ります。	平成28年度都市計画基礎調査を受け都市計画基本図(都市計画図など)の更新を図ります。	○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
262	都市計画課	地区計画推進事業	建築物の建築形態、公共施設、その他の施設配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全するための計画を定め、良好なまちづくりを誘導します。	市内16地区(257.3ha)の地区計画の区域において、良好な環境の創出及び保全を推進するため、建築等の行為を行う場合に届出の処理を行います。また、地区計画について理解を得るため地区ごとのパンフレットを作成し啓発します。	○	
263	都市計画課	まちづくり推進事業	快適で魅力あるまちづくりを推進するために、都市計画道路の整備を実施します。また、区画整理予定地区の事業推進を図ります。	大井・苗間第二地区の整備を土地区画整理に代わる手法(地区計画)で整備推進を図ります。 都市計画マスタープランの見直しを今年度から3カ年かけて実施します。	△	大井・苗間第二地区の現況把握及び整備手法について検討しています。 ふじみ野市将来構想from2018to2030の策定を受け公募型プロポーザルにて受託候補者を選定し平成30年2月初旬契約締結を行い平成31年度末策定に向け事業を進めます。
264	都市計画課	東口駅前広場整備事業	上福岡駅前通線の一部として都市計画決定している面積2,000㎡を確保し、上福岡東口駅前広場として整備を進めます。	引き続き3件の地権者と店子の補償交渉が進められるように物件補償調査の交渉を進めていきます。	△	3件の地権者との補償交渉が整わないため、現状での用地内で歩行者等の交通安全対策が行えるような東口駅前広場暫定整備計画を策定し、実現性を探っていきます。
265	都市計画課	上沢勝瀬通り線整備事業	都市計画道路 上沢勝瀬通り線の整備を進めます。 ・建物調査3棟の実施 ・用地及び建物補償 1件	新たな地権者に対する用地及び補償交渉を進めて、事業の進捗を図ります。	△	本年度用地買収を予定していた地権者とは契約を締結しました。 残りの地権者の合意形成を進めると共に、交差点形状について県警及び埼玉県と協議を進めていきます。
266	都市計画課	開発許可審査等事務	開発計画についての調査、相談対応及び検討、指導等開発行為等指導要綱に基づく開発指導、事前協議の審査、開発許可制度に基づく開発許可等の申請、届出の受理、審査、許可及び開発行為完了後の工事検査等を行います。これらの他に被災宅地判定事務、地方税法に係る優良宅地に関する証明等の事務も行っています。	亀久保字大野原地区における「都市計画法第34条第12号地区(産業系)」の工場等立地を速やかに実現すべく都市計画法に基づく相談に応じます。	○	
267	都市計画課	土地区画整理事業	駒林土地区画整理事業の全ての事業が完了したことから、新たに国道254号バイパス沿道地区での事業化を推進します。	国道254号バイパス沿道地区土地区画整理組準備委員会の設立に伴い、準備委員会が業務代行者の選定を行います。	△	準備委員会については、業務代行者選定に向け、募集要項の策定等に着手しています。 事業化に向けた課題ですが、「都市計画と農林漁業との調整」の事前協議を実施しておりますが、農業施策の策定を埼玉県から求められており、農業施策の策定を産業振興課と進めています。
268	公園緑地課	公園管理事業	市内の公園・緑道の維持管理(139箇所)、都市公園法等に基づく許認可、愛護会による地域の公園管理の支援、維持管理のため業務委託の実施、整備工事を実施します。	鶴ヶ岡中央公園のトイレ更新工事を実施します。 テニスコートのリニューアル等、ふじみ野市運動公園の再整備を実施します。	○	鶴ヶ岡中央公園のトイレ更新工事に係る実施設計が完了し、工事を実施して年度末に完成しています。 テニスコート拡張工事、新管理棟建設工事が完成し、テニスコート改修工事も年度末に完成しています。
269	公園緑地課	有料公園施設等管理運営事業	平成24年度からふじみ野市運動公園、荒川運動公園、荒川第2運動公園、びん沼サッカー場の有料運動公園施設の管理運営を指定管理者が一括して行います。	指定管理者と連携し、有料公園施設等の維持管理、運営を実施します。	○	指定管理者と綿密に連絡を取り、有料公園施設等の維持管理、運営を実施しています。 今後も継続して適切な維持管理、運営を実施します。
270	公園緑地課	公園新設事業	旧大井教職員住宅跡地を(仮称)苗間みほの公園として整備します。旧福岡高校跡地を運動公園として整備します。	(仮称)苗間みほの公園整備工事を完成させます。 旧福岡高校跡地の体育館、格技場の改修工事を実施します。	○	苗間みほの公園整備工事が完成しました。 旧福岡高校の体育館、格技場の改修工事も年度末に完成しています。
271	公園緑地課	緑地管理事業	現存する豊かな自然を保全しつつ、都市と自然の共生を図り、生活にやさしい緑地空間を創出するため、緑地の保全や緑化を推進します。	大井弁天の森の用地買収を実施します。	○	当初予定していた、大井弁天の森の土地所有者から、土地を取得することができました。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
272	公園緑地課	緑化推進事業	ふじみ野市みどりの条例に基づき、市街地の中に残された屋敷林や一団の雑木林、貴重な樹木を計画的に保護・維持するために、緑地保護地区や保存樹木の指定を行い、管理協定を締結することにより、環境と共生するまちづくりを進めます。	緑地保護地区や保存樹木の指定等により、既存の緑を維持します。	○	緑地保護地区や保存樹木の指定により、既存の緑の維持に努めています。 今後も継続して、既存の緑の維持に努めます。
273	建築課	建築営繕事務	市有建築物の営繕工事を行います。	事業依頼課との調整を十分に図り、設計・積算のミスを防ぎ、工期の遅れをなくします。	△	一部の事業において、設計額と入札額とに乖離があり、設計の修正が生じ竣工予定時期をずらざるを得ませんでした。
274	建築課	建築確認申請及び許可認定事務	建築基準法等の規定による、建築確認申請、許可認可を行います。また、違反建築物への是正指導を行います。	建築基準適合判定資格者の確保を図ります。	○	適合判定資格者研修会への参加など、受験しやすい環境づくりに努めました。 受験資格要件を満たしただい受験を促します。
275	建築課	建築紛争防止及び調整事務	中高層建築物の建築紛争の防止及び調停を行います。また、建築相談を行います。	調停斡旋に進む以前に、建築相談を密に実施し、紛争の解決を図ります。	○	事業者への条例周知、窓口相談により、調停・斡旋の事案は生じませんでした。
276	建築課	既存住宅耐震化促進事業	昭和56年5月以前に着工した住宅の耐震診断や耐震補強に対し、補助金を交付する。また、耐震化の相談を行う。	有効的な啓発方法を検討します。 耐震診断補助、改修補助件数を昨年度より増やします。	○	防災訓練時に起震車体験者に直接パンフレットを手渡すことにより、耐震補強の現実味が周知できたものと考えています。 改修補助件数が増加しました。
277	建築課	市営住宅等管理事業	市営住宅89戸、特定目的借上公共賃貸住宅50戸の管理を行います。	特定目的借上公共賃貸住宅の再契約を締結します。 市営住宅のあり方について検討します。	○	再契約では、借上期間満了前であっても部屋ごとに返却が可能とした契約締結を行いました。 市営住宅のあり方について、現状把握、空き家の活用などの基礎資料の収集を図りました。 次年度は、資料の精査を進め、外部検討委員会立ち上げ等検討していきます。
278	建築課	空家対策事業	空家化の予防と空家等の適切な管理の促進、空家の流通・利活用及び管理不全な空家の解消を進めます。	空家バンクを開設します。 空家対策協議会を設置します。 空家等対策計画を策定します。	○	空家バンクを開設し3件公表しました。空家対策協議会を設置し会議を3回実施しました。空家等対策計画を策定しました。 次年度は、「特定空家」に該当するかの判定を進めます。
279	道路課	道路サポーターズ制度推進事業	市が管理する道路において、ボランティアで清掃活動及び維持管理活動を行う市民団体等を道路サポーターズとして認定し、活動支援を行います。	認定団体に対し、ゴミ袋、軍手等を支給し、団体等が収集したゴミ、草などを回収し処分を行うことで、快適で美しい道路環境づくりを図ります。	○	新規に、2団体認定し、現在、10団体となっております。
280	道路課	道路等占用許可事務	道路法第32条の規定に基づき、道路管理者として道路を占用しようとする者に対し、必要な許可条件を付して許可を与え、占用者から占用料を徴収します。	占用工事による影響範囲を含めて本復旧の指示をし、必要に応じて占用者と立会いを行うことで工事後の苦情の抑制を図ります。	○	占用者に対し、占用工事後の仮復旧期間は適切な維持管理を行わせ、本復旧については必要に応じ現場立会いを行い苦情要望等の抑制に努めております。
281	道路課	道路台帳整備事務	道路法第28条の規定に基づき、道路管理者は市で管理する道路について、道路台帳台帳を調製し保管します。	道路用地寄附採納、道路用地帰属及び官民境界の確認等により道路台帳を新規に作成また、修正を行い、地方交付税の基礎数値資料、道路施設現況調書等を作成します。	○	新規認定路線の51路線、延長 2.97kmの道路台帳を整備しました。
282	道路課	道水路敷に係る境界確認事務	境界証明の発行、境界確認、確認書の取り交わしをします。	官民境界を確定させるため、境界証明書の発行、境界確認による土地境界確認書の取り交わしを迅速に行います。	○	申請を受理したものについては、迅速に事務処理を行い、窓口対応の向上に努めております。
283	道路課	道路広域行政関連事務	広域的な各行政の協議会組織活動の実施に参加します。	埼玉県道路協会ほか7協会の総会、各種研修へ参加し職員の知識向上を図ることで、市内の道路整備等に役立てます。	○	研修会等参加し、職員の知識の向上を図っております。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定
284	道路課	道路台帳統合事業	東日本大震災で動いてしまった基準点の測量(改測及び新設)を実施し、道路境界の再測量を行います。また、現在の台帳は旧上福岡地区は電子データ、大井地区は紙ベースの台帳と になっているので、電子データで統一を図ります。	平成28年から2か年の継続事業で市内全域の約291kmの道路現況測量を実施している。また、併せて、地下埋設台帳整備及び道路台帳のシステム化を図ります。	○	市内全域の291kmの道路現況測量を実施しました。このデータを電子化し、平成30年度に道路台帳の統合し、地下埋設物についてもシステム化を図ります。
285	道路課	道路舗装補修事業	破損及び老朽化の著しい道路・水路・橋梁等の修繕・補修工事を実施します。バリアフリー対策として、街路樹の根による歩道舗装隆起部分の補修を実施します。	福岡橋耐震補強工事をH29・30年の2か年の継続事業で実施して、市民等の安全を確保します。また、舗装の老朽化等に伴う振動被害や歩行者の躓きを防止し、沿線住民の快適な住環境を充実させます。	△	福岡橋耐震補強工事の下部工について、工事を実施するに当たってより安全性を高める必要が生じたことから、平成30年3月議会において、継続費の補正を行い、引き続き耐震補強工事を進めております。また、平成30、31年度に上部工の耐震補強を実施する予定です。
286	道路課	道路街路樹緑地帯管理事業	市が管理に係る道路に植えられている街路樹の管理を継続して行います。さらに、植えられてから経年経過した老木の樹木診断を行い、適正管理することで、市民の安心・安全の確保を図ります。	街路樹(樺や桜など)の剪定や植樹樹の除草・清掃を実施することで、歩行者等の安全な通行を確保します。	○	適切な維持管理に努めております。
287	道路課	広域ごみ処理施設整備関連事業	地域要望の道路整備、歩道整備及び水路の整備を実施します。	地域要望の市道第140号線歩道整備工事で市道第245号線歩道整備工事を実施します。	○	市道第140号線、市道第245号線の一部の歩道整備は完了しました。なお、この事業に関連した道路整備等につきましては、以後、道路橋りょう新設改良事業で対応していく予定です。
288	道路課	道路等営繕保守事業	市道、水路敷等の維持・補修を行います。また、大雨等による被害を最小限にする対策を実施して市民の安心・安全の確保を図ります。	台風時の土嚢の設置・撤去、台風後の路面清掃また、冬季の路面凍結対策を実施して市民の安全を守ります。その他、水路敷等の除草、清掃を実施して快適な住環境を充実させます。	○	適切な維持管理、緊急時には早急な対応に努めております。
289	道路課	道路橋りょう新設改良事業	総合振興計画3か年実施計画、都市計画マスタープランに基づき計画的に道路改良工事等を行います。	市道第7ー159号線歩道拡幅工事、その外道路改良工事また、道路反射鏡設置工事を実施して、安全で快適な住環境を充実させます。	○	計画的に事業を進めております。
290	道路課	河川等管理事業	市が管理する旧河川敷地及び水路敷地の草刈りを行うとともに、環境保護団体と協働の下、一部においては生態系に配慮した維持管理を経年的に行います。国、県に対して、新河岸川等における改修促進を要望します。	旧新河岸川の河川部分及び親水公園部分の草刈を2回実施することで、新河岸川沿いの防犯、防災及び快適な水辺空間を維持します。	○	適切な維持管理に努めております。
291	道路課	河川敷地等管理団体制度推進事業	認定団体が行う清掃などの美化活動により回収したごみの処理、活動に必要なごみ袋・手袋等の支給をします。	認定団体に対し、ゴミ袋、軍手等を支給し、団体等が収集したゴミ、草などを回収し処分を行うことで河川敷地の環境維持を図ります。	○	当初は、平成29年11月18日に実施予定でしたが、天候不良で11月19日に順延し実施しており、また、平成30年3月24日にも実施いたしました。
292	上下水道課	水道事業負担金	公営企業の経営原則を維持し、もって今後の安定した水道経営の指針となるよう、ふじみ野市水道事業ビジョン及び水道事業基本計画を策定するため、地方公営企業繰出基準に基づき、対象経費の2分の1を水道事業会計へ負担金として繰り出す事務を行います。	今年度は、計画原案に対する審議会への諮問及びパブリックコメントなどを実施し、広く市民の意見を聴取するとともに計画に係る認可変更などの手続きを行います。なお、本計画は平成28年度、平成29年度の2か年で策定します。	○	水道事業経営戦略については、平成29年度をもって策定しました。あわせて、地方公営企業繰出基準に基づき、対象経費を繰り出す事務を実施しました。その他平成29年台風第21号関連で、水道料金等の減免の実施にあたり、一般会計から応分の負担を繰り出す事務を実施しました。
293	上下水道課	川越江川都市下水路維持管理負担金	管理者の川越市が実施する維持管理(保守点検等)に対して、経費(負担金)を支払う事務を行います。	両市において適正な維持管理に必要な経費について、協議及び調整を図りながら進めるとともに、引き続き、新河岸川改修の早期完成を関係機関に対して要望していきます。	○	通常分の維持管理に係る負担金については、平成29年台風第21号関連の浸水にとまない実施できなかった管理費を除き、負担金の支出事務を行いました。また、台風の浸水関係で被害を受けた水路の復旧等に係る費用については事業内容を精査しながら協定に基づき応分の負担を支出しました。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
294	上下水道課	下水道事業負担金	公共下水道事業においては、河川等の水質改善及び生活環境の向上に寄与するために、汚水処理と雨水処理の両方があります。雨水の排除や公共水域の水質保全などは、雨水公費の原則により、一般会計からの負担を受け、下水道事業会計の安定化及び経営の適正化を図っています。	引き続き、総務省の繰出基準に基づき財政課と協議調整のうえ、下水道事業への負担を決定していきます。また、継続して、雨水の排除や公共用水域の水質保全など公的役割を適正に推進して行きます。	○	下水道事業で実施する雨水関連事業に対する繰出事務は予定通り実施しました。基本的には、繰出基準に則り実施しているため、基準外繰出はありませんが、平成29年度は、台風第21号に係る下水道使用料の減免に対し、一部基準外繰出の処理を行いました。
295	上下水道課	排水施設事業	排水施設等の定期的な清掃及び点検等を計画的に行います。	雨水計画の見直しを行なうとともに、既存施設の維持管理及び排水ポンプの増設を行っていきます。	○	既存の排水施設については、定期的に点検や清掃を実施し、施設の機能性を維持しています。今年度は、川崎地区で排水管布設工事を実施しました。
296	上下水道課	雨水関連事業	浸水被害が発生している地区に雨水浸透施設等の設置を行います。併せて、雨水浸透施設の清掃・点検等を定期的に実施します。	既存の浸透施設の適正な維持管理及び、新規に桜ヶ丘地区に雨水浸透貯留施設を設置し、苗間地区に雨水ポンプの設置を行います。	○	既存の浸透施設の適正な維持管理及び、新規に桜ヶ丘地区に雨水浸透貯留施設を設置し、苗間地区に雨水ポンプの設置を行いました。また、台風第21号で浸水被害のあった滝・中丸地区の雨水対策として、滝ゲートポンプの増設工事を平成30年度の出水期までに完成させるため、計画的に事業を進めています。
297	上下水道課(公営企業会計)	水道事業管理等事務	水道事業の的確な目的達成のため、予算編成、決算書作成、執行管理を実施し、適正・適法な会計処理のもと経営の安定を図ります。	今後の水道事業の指針となり、投資・財政計画を含めた水道事業基本計画を平成28・29年度で策定します。これにより、今後の水道事業経営の安定化を図ります。	○	水道事業基本計画について、予定通り平成29年度に策定しました。
298	上下水道課(公営企業会計)	水道料金の調定・徴収事業	平成24年4月から包括的民間委託を実施しており、以下のとおり適正な管理を行います。 ①水道の使用開始、中止、名義変更等の使用者情報管理業務 ②料金請求、収納管理業務 ・水道メーター検針、料金調定、納入通知書発行、口座請求 ・料金収納情報に基づく督促、催告業務 ・料金滞納者に対する給水停止業務	平成28年度に公募型プロポーザル方式により料金徴収などの包括的な業務の委託先を選定し、平成29～34年度までの受託者を決定しました。 平成29年度からは、受託者の適正な業務執行などについて指導監督を行います。また、継続して料金徴収の推進に取り組みます。	○	適正な業務執行を行うため、指導監督を実施しました。また、料金徴収、未収債権の解消に取り組みました。
299	上下水道課(公営企業会計)	浄水場運転及び維持管理事業	安全で安定した水道水を供給するため、原水、浄水の水質検査、取水・浄水場の施設の運転及び設備等の維持管理を行います。	緊急時にも浄水場内の取水井戸から飲料水を確保できるよう、福岡浄水場及び大井浄水場にある取水井戸の各層調査を行い、対処策を検討し改修を進めます。	△	各層調査を行った結果、福岡浄水場及び大井浄水場内にある現在の取水井戸を改修しても水質の改善の見込みが図れないため、大井浄水場については、新たに井戸を掘りかえる、さく井工事に着手しました。福岡浄水場については、引き続き調査業務を実施する予定です。
300	上下水道課(公営企業会計)	老朽管(石綿管)更新事業	老朽管(石綿セメント管)を耐震性・耐久性のあるダクタイル鋳鉄管等に更新するため、実施設計、施工管理を行います。また、安全・快適な水の供給や災害時に安定的な給水を行うため施設水準の向上に向け取り組んでいます。	老朽管(石綿セメント管)を耐震性・耐久性があり、災害に強いダクタイル鋳鉄管等に更新(0.9km)します。また、ダクタイル鋳鉄管等に管を入れ替える際には、経済性を考慮しダウンサイジング(減径)を実施します。	○	今年度の工事発注予定の老朽管の更新箇所については、予定どおり発注を完了しました。
301	上下水道課(公営企業会計)	大井浄水場第2配水池耐震補強事業	安全、安定した水道水を供給するため大井第2配水池の耐震補強を行います。 1.配水池耐震補強工事 2.低区流量計等設置工事 3.連絡管工事 4.場内撤去工事 5.計装設備工事	災害時にも給水機能が保持できるよう第2配水池槽内の耐震補強を実施し、安定的な水道水の供給を図ります。平成26年度から行われた耐震事業も今年度で最終年を迎え、今年度はポンプ井補修、場内整備等を行います。引き続き継続して、施設の適正な管理運営を行います。	○	工事を進めている中で、第2配水池戸ポンプ井の間にある電動バルブに不具合が発覚し、交換するため進捗率に遅れが生じましたが、年度内に完成しました。
302	上下水道課(公営企業会計)	下水道管理事業	下水道事業の継続的に安定的な経営を維持して行くため、平成28年度、平成29年度の2か年の継続事業として中長期的な経営戦略の策定を行います。	投資・財政計画における方針をより明確にし、今後見込まれる公共下水道の施設更新事業に係る投資負担を算出するなど、継続的で安定した経営を維持していくための中長期的な経営戦略を策定します。	○	下水道事業経営戦略については平成29年度に策定しました。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
303	上下水道課(公営企業会計)	下水道施設管理事業	1 下水道施設の日常的な管理運用と計画的な保守点検を行い機能を維持します。 2 水質検査を計画的に実施し、利用者に対し排水指導を行います。 3 和光市の新河岸川水循環センターにて汚水を高度処理するための負担金の支払い事務を行います。	経年経過により下水道施設の老朽化が進行し、不明水が多くなっていることから、引き続き下水道施設点検を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定するための調査、検討を進めます。また、緊急輸送路となっている国道254号及び県道のマンホールの耐震補強を行い、震災時の被害抑制及び通行と下水道機能の確保を図ります。	○	適切に維持管理を行なった結果、滝と西台地区については、マンホールポンプの故障を早期に発見し、修繕を完了しました。そして、平成29年度は、苗間地区の長寿命化修繕計画を策定しました。緊急輸送路を対象としたマンホール耐震補強の必要箇所を見定め、災害時に都市施設が機能不全に陥らないよう事前の防災対策を進めます。
304	上下水道課(公営企業会計)	下水道施設整備事業	下水道は健康で快適な生活を営むうえで、欠くことのできない都市基盤の根幹的要素を持つ重要な施設です。公共下水道(汚水)については、東側地区は昭和57年10月2日、西側地区は同58年4月1日に供用開始しています。汚水管渠の未整備地区について順次整備を行ないます。また、浸水被害対策としては、雨水管渠等の整備を行います。	公共下水道はその機能を失うことが出来ないため、下水道施設の長寿命化修繕計画の策定に向けた調査、検討を進めます。また、適切な管理と、順次修繕を行ない、併せて市街化調整区域については生活排水処理の方法について検討を進めます。 大井武蔵野・亀久保地区の浸水被害を軽減するために、対象地区内に雨水貯留浸透施設の整備を行なっていきます。	○	今後は、市内全域において持続的に下水道施設の長寿命化を推し進める必要があるため、これまでの短期的な長寿命化計画から、中長期的なストックマネジメント計画の策定にすみやかに移行する必要があります。また、適正に施設のリスク評価を行った上で修繕箇所の順位付けをし、かつ積極的に国費の受け入れを図るなど、効率的かつ経済的に事業を推進する必要があるため、実施に向けた検討を行います。 雨水対策においては、亀久保大野原地区に調整池を築造するための用地買収に着手し、平成30年度に残地の買収及び実施設計、平成31年度に築造工事を計画していく予定です。
305	上下水道課(公営企業会計)	福岡江川幹線事業	公共下水道(雨水)福岡江川幹線の適切かつ効率的な維持管理を行い、雨水排除のための下水道機能を維持していきます。	福岡江川幹線樋管の雨水対策には常設の揚水機を設置が有効と考えておりますが、常設の排水ポンプを設置するためには、都市計画の変更が必要なため、引き続き関係機関と協議を進めていきます。	○	公共下水道福岡江川幹線の流末に常設の排水ポンプを設置するため、都市計画の変更を前提として関係機関と協議を進めています。 今後は、国道254号バイパス沿道地区の開発において事業者が設置する雨水貯留施設等による浸水対策を引き続き検討します。